

コロナウイルス対策で要求書(第1次)を提出

安全に仕事のできる体制整備

家庭的責任ある者へ支援策を!

非正規・委託には賃金補償を!

過重労働職場への応援体制を!

労働と健康相談窓口の充実を!



埼玉の仲間

編集・発行
自治労連
埼玉県本部
さいたま市浦和区
岸町7-12-8
電話048-866-0661
fax048-866-1186

2020年3月3日

新潟市長並木健一様

自治労連新潟県本部
中央執行委員会 上原彦
新潟市労働組合連合会
執行委員長 松本真一

新型コロナウイルス対応に関する要求書(全般第1次)

新型コロナウイルス感染が拡大し、布帛の取扱いと住民の生命・暮らしを守るために、それによる休校、施設閉鎖・事業自粛(以下「事業自粛等」)で子育て中の労働者や仕事を失う日給・時給の非正規労働者は生活かかる深刻事態になっています。また、感染対応、子育て対応職場の過重負担も重大です。

そこで、労働組合として第一に、政府の責任で万全の感染防止、検査・治療態勢、働く人の健康と暮らしを守るように要求します。自治労連本部としても「要請書」を総務省に提出するなど、「子の世話をを行う職員」の有給休暇の実施までは進められできました。

第二に、住民の健康を守り、職員と家族の暮らしの安心を確保するためにも自治体の役割は重要であり、組合としても様々な提案・情報提供を行っていきます。

当面は、各組合と県本部の連名で、①当面の「コロナ」に関する職場対策全般の要求書」と、②非正規・委託等の労働者の「雇用・賃金補償に関する要求書」を提出しました。

今後の変化が不透明なことから「第1次要求」とし、順次、事態に対応していきます。

はじめに“3つの前提”を要求

要求書は次の3点を前提に対応するよう求めました。

ご意見お聞かせください。

①感染の拡大防止は迅速に行い、働き方等の変更は当事者との協議・合意を基本に行うこと

②生活保障、働き方、家庭的責任行使、労働者個人の特性(障害・病気・年齢等)を尊重し、前例・慣例など

した対応をすること

具体的な要求は 当面10項目

③正規・非正規職員、委託・指定管理、派遣労働者等の区別なく対応すること。

自治体業務に関わる委託・指定管理・派遣等の事業者にも指導・監督を行うこと

④職場で感染者が発生した場合の対策を明確にし、周知しておくれこと。

⑤自治体病院、保健所(センター等)の感染症対策職場で働く職員の感染防止・健康の確保に必要な措置を講じること・全身防護服・手袋等の確保や着脱研修、勤務間インターバル計画等。

⑥労働者の権利を尊重したこと。

「風邪の症状ある場合」「感染疑われる場合」等の対応などが2月中に周知された自治体がある一方で、今になって通知が出た自治体など対応が様々です。少なくとも総務省通知の「子どもの世話」の有給特別休暇や、職場の感染防止の具体的な計画、非正規労働者の賃金補償等早期に対応させましょう。



単位組合提出の要求書の例

その際、働き方の変更を伴う場合は基準を明確にして十分な説明を行うこと。

更に伴う場合は基準を明確にして十分な説明を行うこと。

正な運用、等。

始業・終業時間の実態に基づく管理、時間外手当の適法支給、振替・代休の適

勤務時間管理を行うこと。

始業・終業時間の実態に基づく管理、時間外手当の適法支給、振替・代休の適

勤務時間管理を行うこと。

始業・終業時間の実態に基づく管理、時間外手当の適法支給、振替・代休の適

勤務時間管理を行うこと。

始業・終業時間の実態に基づく管理、時間外手当の適法支給、振替・代休の適

勤務時間管理を行うこと。

始業・終業時間の実態に基づく管理、時間外手当の適法支給、振替・代休の適

勤務時間管理を行うこと。

始業・終業時間の実態に基づく管理、時間外手当の適法支給、振替・代休の適

勤務時間管理を行うこと。

